科目名	社会科学Ⅰ Social Science Ⅰ			担当教員	河野　通弘		
学年	5年	学期	通年	履修条件	選択	単位数	2
分野	一般	授業形式	講義	科目番号	17120050	単位区分	履修単位
学習目標	法的な権利と義務についての一般的な理解を深め，そのための必要な知識を習得し，健全な法的思考を育成することによって，社会人としての適切な判断能力及び倫理観を養うことを目的とする。						
進め方	法の理解を深めるために必要な法学の基礎的な概説を行い，憲法，民刑事法，現代社会に生活するうえでよく問題にされる特別法の解説を行う。また実際の裁判例にふれる。レジュメと適宜資料を配布して，さまざまな法現象について考察し，講義をすすめていく。						

学習内容	学習項目（時間数）	学習到達目標
	1. 法の概説(8) (1)法と社会規範 (2)法源 (3)法の効力と法の適用・解釈 2. 憲法と人権(6) (1)憲法の特徴 (2)自己決定権，(3)プライバシーの権利 [前期中間試験](2)	法規範の特性，成文・不文法、公法・私法，時・人・場所への法の適用，文理・論理・拡大・縮小解釈，私法・公法が説明できる。 憲法の人権の考え方，包括的基本権，私人間適用問題，人権の規制原理，自己決定権やプライバシーの権利とその論点が説明できる。 学習・教育目標：A-1
	3. 民法と物権(10) (1)民法と財産権 (2)占有権と所有権 (3)用益物権 (4)担保物権 4.知的財産権(4) (1)著作権，(2)産業財産権(工業所有権) 前期末試験	物権と債権の基本的な考え方，及びその差異，物権の種類，物権法定主義，占有権，所有権及びその制約，用益物権の意義，地上権，区分地上権，地役権，担保物権の意義，質権と質権，金銭消費貸借と抵当権，抵当権の順位の意味が説明できる。 学習・教育目標：A-1
	5. 財産法と債権その１(8) (1)民法と債権 (2)契約 (3)不法行為，(4)製造物責任法 6.親族法(6) (1)血族と姻族の効果の違い (2)婚姻の効果と夫婦財産制度 (3)相続 [後期中間試験](2)	契約の種類，契約の成立要件，契約に関する特別法との違いが説明できる。不法行為法における成立要件，不法行為一般と特別な不法行為の視座の差異，不法行為の成立要件，特別法の特徴が論理的に説明できる。婚約，婚姻，婚姻の成立要件，婚姻と夫婦財産制，相続に関して法制度や法律上の論点が整理でき論理的に説明できる。 学習・教育目標：A-1
	7. 親族法その２(8) (1)婚姻解消史の概観 (2)裁判離婚（有責原因と無責原因） (3)婚姻の破綻と有責配偶者の問題 8. 犯罪と法(6) (1)わが国の犯罪状況と刑罰 (2)犯罪理論 (3)生命倫理と法 後期末試験	婚姻非解消主義と男子専権離婚，離婚の形態，裁判離婚と離婚原因，不貞行為，悪意の遺棄，3 年以上の生死不明，精神病と具体的方途，婚姻の破綻と有責配偶者からの離婚請求，昭和 62 年最高裁大法廷判決の意義について説明できる。刑法上の犯罪理論について基本原理，犯罪成立要件，安楽死の法的問題を論理的に説明できる。 学習・教育目標：A-1
	試験返却(1)	

評価方法	・前期試験は，法学の理解に必要な知識を見る。後期試験は，知識に加えて，論理力を見る。 ・学習項目ごとの全体評価の重みは，1～4 で 50%，5～8 でそれぞれ 50%とする。
履修要件	特になし
関連科目	公民Ⅰ（2 学年）　→　公民Ⅱ（3 学年）　→　社会科学Ⅰ（5 学年）
教材	教科書指定なし。授業ごとに、レジュメ、資料等を配布する。
備考	単位追認試験はしない。再試験は実施する。